

有明工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

令和2年7月16日 制定

令和7年3月13日 改訂

令和7年6月19日 改訂

有明工業高等専門学校（以下、「本校」という。）は、国の定めた「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」に則り、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本計画を定めるものとする。

また、本基本計画については、本校学生及びその独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）に対して周知するとともに、その内容を容易に確認することができるように、ホームページ等により公表する。

1. いじめ防止等のための基本的な方針

（1） いじめの定義

- 1) 「いじめ」とは、本校に在籍する学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生（本校在籍学生等）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2) 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（2） いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。本校では、年間を通じていじめ防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成するように努めることとする。

（3） 基本的姿勢

- 1) いじめは、本校のどの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、校内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- 2) いじめ防止等のための対策は、本校の全ての学生がいじめを行わず、また他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4) 本校の全教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処

方法等について理解を深めるとともに、組織的な対応を行う。

(4) 学校及び教職員の責務

- 1) 全ての学生が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、本校学生の保護者等、地域及び関係諸機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、本校の学生がいじめを受けていると疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処する。
- 2) 全ての教職員は、本基本計画の内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3) 校長は、本校のいじめ防止等の対策について重要な責任を負うこと自覚し、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して職務を遂行しなければならない。
- 4) 教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽、放置するようなことがあってはならない。
- 5) 教職員が、いじめの疑いのある行為を知り得た時には、集団守秘の考えのもと、必要な範囲で情報を共有し、学校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

2. いじめ防止

(1) いじめの未然防止のための取組

- 1) 学生の豊かな情操と同独身を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道德教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。
- 2) 本校に在籍する学生の保護者等、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する学生及びその保護者等並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組を行う。

(2) 組織的な対応

- 1) 本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための中核的な組織として、有明工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。
- 2) いじめ対策委員会は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、本基本計画の策定や見直し、本校で定めたいじめ防止等のための取組が計画通りに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。
- 3) いじめ対策委員会は2か月ごとを目安として定期的に会議を開催し、本校におけるいじめ防止等に関する取組について把握、検証するとともに、いじめに関する通報があった場合は、速やかに臨時の委員会を開催する。
- 4) いじめ対策委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成する。

3. 早期発見

(1) 基本的な考え方

- 1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても早い段階から適切にかかわりを持ち、いじめを隠ぺいしたり、軽視したりする

ことなく、いじめを積極的に認知する姿勢を保持する。

- 2) 教職員相互が学科会議や担任会で情報交換を行い、学生が発信する危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 3) 特定の学生のグループ内で行われるいじめについては、特にわかりにくいという認識の下、特段の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 1) いじめを早期に発見するため、いじめ対策委員会が実施主体となって、全学生に対する定期的なアンケート調査の実施や面談等その他必要な取組を計画的に行う。
- 2) いじめ対策委員会が主体となって、学生及びその保護者等や、本校教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下、「相談体制」という）を整備する。
- 3) 相談体制の整備に当たっては、学生の家庭や地域社会等と連携し、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるように配慮する。
- 4) いじめ対策委員会が主体となって、機構の KOSEN 健康相談室等、学外機関を含めた相談体制及び支援体制を学生及び学生の保護者等へ周知する。
- 5) 本校に在籍する学生の出身校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対する支援など、いじめの防止や早期発見のために関係部署において必要な取組を行う。
- 6) いじめ対策委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた「早期発見・事案対処マニュアル」を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知する。

4. いじめ事案への対応

(1) 組織的な対応

- 1) 教職員は、本基本計画に則り、いじめの発見・通報、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で対応せず、速やかにいじめ対策委員会に報告する。同委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を速やかに機構へ報告する。
- 2) 必要に応じ、関係機関や専門機関と連携し、保護者等の協力を得て対応する。
- 3) いじめがあったことが事実関係の確認により明らかとなった場合には、いじめをやめさせ、さらにはその再発を防止するため、心理、福祉等に関する知識を有する専門家の協力を得つつ、いじめ対策委員会によって、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導やその保護者等に対する助言等を継続的に行う。
- 4) すでに本校に籍を置かない者又はその保護者等から、本校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合、4. (1) 1) に準じて、対応しなければならない。

(2) いじめを受けた学生又はその保護者等への支援

- 1) いじめを受けた学生からの聴き取りを行う際には、第三者の同席を考慮する等、いじめを受けた学生の心理的負担を軽減する配慮をするとともに、いじめられた側にも責任があるというような不適切な言動により、いじめを受けた学生の精神的苦痛を増加させることのないように細心の注意を払う。
- 2) いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするため、必要に応じて、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室等以外の場所において学習を行わせる等の措置を講じる。
- 3) いじめを受けた学生及びその保護者等へは、いじめ事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、安全確保と秘密厳守の旨を伝え、できる限り不安を取り除くよう努める。また、教職員が支

援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう、当該いじめ事案に係る情報を、これらの保護者等と共有するための取組を行う。

- 4) いじめが解決したと思われた後も、いじめを受けた学生に対して、継続して細心の注意を払うとともに、その保護者等に対しても、聴き取りやアンケート等により明確になった事実を適切に情報提供する。

(3) いじめを行った学生の指導又はその保護者等への助言

- 1) いじめを行った学生に対しても、複数の教員で聴き取りを行い、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する外部専門家の協力を得て、組織的にいじめ行為を停止させ、その再発を防止する。
- 2) 事実関係の把握後、迅速にいじめを行った学生の保護者等に連絡し、いじめの事実と学校の対応に関し理解と協力を得る。
- 3) いじめ行為に至った背景にも十分配慮しながら、いじめは人格を傷つけ、生命・身体の健全を脅かす行為であることを理解させ、自らに責任が所在することを、いじめを行った学生に自覚させる。
- 4) いじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加え、当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行う。
- 5) 指導に当たっては、いじめの背景の多様性に十分配慮し、懲戒等を一方的に行うのではなく、いじめを行った学生が主体的にいじめ行為の悪質性を理解し、その後、健全な人間関係を育み、人間的な成長ができるよう促す。

(4) 犯罪行為に係る事案における警察署との連携

犯罪行為として取り扱われるべき事案と認められる場合、及び学生の身体・財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、速やかに所轄警察署に相談・援助を要請する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- 1) インターネット上のいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため、学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめを受けた学生にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、情報処理に関する授業や講演・研修等を通して学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた学生等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
- 2) インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者等が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者等に説明するとともに、当該学生の身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、速やかに所轄警察署に通報し、援助を要請する。

(6) いじめの解消

いじめの解消は、国の基本方針に則り、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるが、その場合にあっても、安易にいじめが解消したと判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、

関係教職員を中心に必要な支援及び指導に努める。

(7) 重大事態への対処

- 1) いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として、次の各項のとおり対処する。
- 2) いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で、危機管理対策本部を設置するとともに、速やかにいじめ対策委員会を中心に適切な方法により調査を開始する。また、随時機構と連携をとりながら対処方針を共有し迅速に対応する。
- 3) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関するいじめ防止等に関する措置の実施状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。
- 4) 学生及び保護者等から、いじめにより重大な被害が生じた、との申立てがあった場合、機構及び本校は、4.(7)1)に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き、重大事態調査を行わなければならない。
- 5) 重大事態調査は、特段の事情がある場合を除き、学校関係者や当該事案に係る学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行う。
- 6) 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、第三者を加えて、重大事態調査を行わなければならない。
 - 一 いじめを受けた学生が、自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合
 - 二 当該事態の事実確認において、いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合
 - 三 いじめを受けた学生及びその保護者等が、これまでの経緯等から本校に不信感を抱いている場合
- 7) いじめを受けた学生及びその保護者等に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 8) 重大事態調査を行う組織は、重大事態調査開始前に行われた、4.(1)1)に基づき実施される、いじめ対策委員会による事実確認の結果を、重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができる。
- 9) 学生が欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- 10) 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止のため、本基本計画及び関連する諸規程の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者等に対する報告並びにホームページ等を通じた公表を行う。
- 11) 本校は、重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

5. いじめ防止等に関する取組の評価と検証

(1) PDCA サイクルに基づく改善のための取組

- 1) 本基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、学生、保護者等及び教職員に対するアンケートの実施等によって適切に把握する。この結果を踏まえ、いじめ対策委員

会及び学内評価組織により、本校におけるいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルに基づき検証し、これを評価する。評価結果をもとに、いじめ対策委員会等において改善に向けた取組を検討するなど、必要な措置を講じる。

- 2) いじめ対策委員会及び学内評価組織による検証・評価結果と、いじめ対策委員会等による改善に向けた措置について、外部評価組織等へ検証を依頼する。
- 3) 毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページ等により公表する。
- 4) 毎年度、教職員に対しいじめに関する研修等を実施し、いじめに対する教職員自身の心構えを養う。

〔参考：根拠法令等〕

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（令和7年4月1日改定）